

【別紙様式1】 国庫納付に関する条件「有」 地方公共団体

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→ (②ア ②イ ②ウ ②エ)

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (②ア~ウ ②エ ③ ④ ⑤ア ⑤イ)

・→有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)

(1)地方公共団体 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

(2)地方公共団体以外の者 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

***** 承認条件としての納付金 「有」 *****

第4の1 (1) 地方公共団体

① 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

地方自治体が次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。以下同じ。）に総事業費（補助基準額を超える設置者負担分を含む。以下同じ。）に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

$$\text{財産処分納付金額} = \text{譲渡額又は貸付額} \times \frac{\text{国庫補助額}}{\text{総事業費}}$$

(ア) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの地方公共団体の判断の下に行う経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付

(イ) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの地方公共団体の判断の下に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると厚生労働大臣等が個別に認める場合（合併市町村基本計画に基づくものを含む。）

(ウ) 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

イ 上限額

残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。以下同じ。）の割合を乗じて得た額を、土地等にあつては、国庫補助額をいう。以下同じ。）を上限額とする。

$$\begin{array}{l} \text{上限額（施設等）} = \text{国庫補助額} \times \frac{\text{残存年数又は貸付年数}}{\text{処分制限期間}} \\ \text{上限額（土地等）} = \text{国庫補助金} \end{array} \left. \vphantom{\frac{\text{残存年数又は貸付年数}}{\text{処分制限期間}}} \right\} \text{残存年数納付金額}$$

② 地方公共団体が行う上記①以外の有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。